

○静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

平成21年9月7日

規則第85号

改正 平成27年5月29日規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の例による。

(事前協議)

第3条 法第17条第1項の規定による申請をしようとする者（当該申請に併せて、同条第4項の規定による申出をしようとする者又は法第19条の規定による特例の適用を受けようとする者に限る。）は、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画（以下「計画」という。）が法第17条第3項第1号に規定する基準に適合するかどうかについて、あらかじめ協議することを市長に求めることができる。

2 前項の規定による協議は、事前協議書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

(1) 省令第8条の申請書の案及び同条の表に掲げる図書

(2) 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の案

(3) 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（様式第2号）

3 市長は、第1項の規定による協議をした場合（法第17条第4項の規定による申出をしようとする場合に限る。）において、当該協議に係る計画が建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を求める必要があるものであると認めるときは、当該協議をした者に対し、あらかじめ構造計算適合性判定を受けた上で、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合性判定通知書の写しを、法第17条第1項の規定による申請の際に添付することを求めるものとする。

(平27規則82・一部改正)

(申請者への通知)

第4条 市長は、法第17条第1項の規定による申請があった場合において、同条第3項の認定をしない旨を決定したときは、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の不認定通知書(様式第3号)に省令第8条の申請書の副本を添えて申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、法第17条第6項において準用する建築基準法第18条第14項の通知書を受けたときは、認定申請に係る建築基準法の処分についての通知書(様式第4号)により申請をした者に通知するものとする。

(平27規則82・一部改正)

(計画の変更)

第5条 法第18条第1項の規定による認定の申請は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画変更認定申請書(様式第5号)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 省令第8条の表に掲げる図書
- (2) 省令第8条に規定する認定申請書の第2面から第10面まで
- (3) 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

2 市長は、法第18条第2項において準用する法第17条第3項の認定をしたときは、特定建築物の建築等及び維持保全の計画変更認定通知書(様式第6号)に前項の副本を添えて申請をした者に通知するものとする。

(特定建築物の建築等及び維持保全認定の申請の取下げ)

第6条 計画の認定の申請をした者は、当該申請に係る認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請取下届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(工事中の中止)

第7条 法第17条第3項により認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、認定を受けた計画に基づき実施する工事(以下「工事」という。)を中止しようとするときは、工事中止届(様式第8号)に省令第10条第2項の通知書を添えて市長に提出しなければならない。

(工事完了報告及び検査)

第8条 認定建築主等は、工事が完了したときは、工事完了報告書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の工事完了報告書の提出を受けたときは、法第53条第3項の規定により、そ

の職員に、法第17条第3項の認定に係る特定建築物が当該認定の内容に適合しているかどうかを検査させるものとする。

(改善命令)

第9条 法第21条の規定による命令は、認定特定建築物改善措置命令書(様式第10号)により行うものとする。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第10条 法第22条の規定による認定の取消しは、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定取消通知書(様式第11号)により行うものとする。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定)

第11条 法第23条第1項の規定による認定の申請は、エレベーター設置特例認定申請書(様式第12号)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

(1) 省令第8条の表に掲げる図書のうち、付近見取図、配置図、各階平面図及びエレベーターその他の昇降機の構造詳細図

(2) 構造計算書(エレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりの応力算定及び断面算定の結果が記載されており、エレベーターを設置した場合に構造耐力上安全な構造であることを確認することができるものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、法第23条の規定による認定をしたときは、既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例認定通知書(様式第13号)に前項の副本を添えて申請をした者に通知するものとする。

(報告の請求)

第12条 法第53条第4項の規定による報告の指示は、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況報告指示書(様式第14号)により行うものとする。

(台帳)

第13条 市長は、法、省令及びこの規則の規定により提出された書類の内容を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定特定建築物台帳(様式第15号)又は既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例認定台帳(様式第16号)に記録し、処理の経過を明らかにしておかなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年5月29日規則第82号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

事前協議書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 [法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地]  
申出者 氏名 [法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名] ㊟  
電話

静岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第3条の規定に基づき、特定建築物の建築等及び維持保全の計画について事前協議を申し出します。この申出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 認定を受けようとする特定建築物の概要

(1) 名称	
(2) 所在地	
(3) 主要用途	
(4) 規模等	
ア 敷地面積	[ m <sup>2</sup> ]
イ 建築面積	[ m <sup>2</sup> ]
ウ 延べ面積	[ m <sup>2</sup> ]
(5) 確認の特例の有無	法第17条第4項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無 [有・無]
(6) 工事着工予定年月日	年 月 日
(7) 工事完了予定年月日	年 月 日

2 代理者(設計者等)の連絡先

(1) 資格	
(2) 氏名	
(3) 事務所の名称	
(4) 所在地	
(5) 電話番号	

様式第2号（第3条関係）

（1枚目）

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

○一般基準

施設等	チェック項目	
1 出入口（基準省令第2条）	（1）出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。）	—
	ア 幅は90cm以上であるか。	
	イ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	
	（2）一以上の建物出入口	—
	ア 幅は120cm以上であるか。	
2 廊下等（基準省令第3条）	イ 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか。	
	（1）幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所がある場合、140cm以上）であるか。	
	（2）表面は滑りにくい仕上げであるか。	
	（3）点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分）（注1）	
	（4）戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	
	（5）側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか。	
	（6）突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか。	
	（7）休憩設備を適切に設けているか。	
（8）上記（1）及び（4）の基準は、車いす使用者の利用上支障がない部分（注2）については適用除外		
3 階段（基準省令第4条）	（1）幅は140cm以上であるか（手すりの幅は10cm以内まで不算入）。	
	（2）けあげは16cm以下であるか。	
	（3）踏面は30cm以上であるか。	
	（4）両側に手すりを設けているか（踊り場を除く。）。	
	（5）表面は滑りにくい仕上げであるか。	
	（6）段は識別しやすいものか。	
	（7）段はつまずきにくいものか。	
	（8）点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊り場の部分）（注3）	
	（9）主な階段を回り階段としていないか。	
4 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置（基準省令第5条）	（1）階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときは基準省令第7条のエレベーターに限る。）を設けているか。	
	（2）上記（1）の基準は、車いす使用者の利用上支障がない場合（注4）は適用除外	

備考 この様式において「基準省令」とは、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号）をいう。

（注）

1 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（平成18年国土交通省告示第1489号。以下「1489号告示」という。）で定める以下の場合を除く。

- （1）勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- （2）高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- （3）自動車車庫に設ける場合

2 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（平成18年国土交通省告示第1488号。以下「1488号告示」という。）第一で定める車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分等をいう。

3 1489号告示で定める以下の場合を除く。

- （1）自動車車庫に設ける場合
- （2）段部分と連続して手すりを設ける場合

4 1488号告示第二で定める階段が車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合をいう。

(2枚目)

○一般基準

施設等	チェック項目	
5 傾斜路(基準省令第6条)	(1) 幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか。	
	(2) 勾配は1/12以下であるか。	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けているか。	
	(4) 両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は免除)。	
	(5) 表面は滑りにくい仕上げであるか。	
	(6) 前後の廊下等と識別しやすいものか。	
	(7) 点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊り場の部分)(注1)	
	(8) 上記(1)から(3)までの基準は、車いす使用者の利用上支障がない部分(注2)については適用除外	
6 エレベーター(基準省令第7条)	(1) 必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか。	
	(2) 多数の者(主として高齢者、障害者等)が利用する全てのエレベーター・乗降ロビー	—
	ア かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか。	
	イ かがの奥行きは135cm以上であるか。	
	ウ 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか。	
	エ かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか。	
	オ 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を表示する装置を設けているか。	
	(3) 多数の者(主として高齢者、障害者等)が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	ア (2)の基準の全てを満たしているか。	
	イ かがの幅は140cm以上であるか。	
	ウ かがは車椅子が転回できる形状か。	
	エ かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか。	
	(4) 不特定多数の者が利用する全てのエレベーター・乗降ロビー	—
	ア かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか。	
	イ かがの奥行きは135cm以上であるか。	
	ウ 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか。	
	エ かが内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか。	
	オ 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を表示する装置を設けているか。	
	カ かがの幅は140cm以上であるか。	
	キ かがは車椅子が転回できる形状か。	
	(5) 不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	ア (4)イ、エ、オ及びキの基準を満たしているか。	
	イ かがの幅は160cm以上であるか。	
	ウ かが及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか。	
エ 乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか。		
オ かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか。		

備考 この様式において「基準省令」とは、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号)をいう。

(注)

- 1 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件(平成18年国土交通省告示第1489号)で定める以下の場合を除く。
  - (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - (2) 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - (3) 自動車車庫に設ける場合
  - (4) 傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- 2 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件(平成18年国土交通省告示第1488号)第三に定める車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分という。

(3枚目)

○一般基準

施設等	チェック項目	
6 エレベーター(基準省令第7条)	(6) 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー(注)	—
	ア (3)の基準の全て又は(5)の基準の全てを満たしているか。	
	イ かが内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか。	
	ウ かが内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか。	
	エ かが内又は乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか。	
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(基準省令第8条)	(1) エレベーターの場合	—
	ア 段差解消機(特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1413号)第一第七号に定める構造方法のものをいう。)であるか。	
	イ かがの幅は70cm以上であるか。	
	ウ かがの奥行きは120cm以上であるか。	
	エ かがの床面積は十分であるか(車いす使用者がかが内で方向を変更する必要がある場合)。	
	(2) エスカレーターの場合	—
	車椅子使用者用エスカレーター(通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた階段の定格速度を定める件(平成12年建設省告示第1417号)第一ただし書に定める構造のものをいう。)であるか。	
8 便所(基準省令第9条)	(1) 車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)。	
	ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか。	
	イ 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか。	
	ウ 車いす使用者用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか。	
	エ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	
	(2) 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)。	
	(3) 車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く。)	
	(4) 床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)。	
9 ホテル又は旅館の客室(基準省令第10条)	(1) 車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)。	
	ア 幅は80cm以上であるか。	
	イ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	
	(2) 便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	ア 便所内に車いす使用者用便房を設けているか。	
	イ 出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)。	
	ウ 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)。	
	(3) 浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか。	
	イ 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか。	
ウ 出入口の幅は80cm以上であるか。		
エ 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。		

備考 この様式において「基準省令」とは、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号)をいう。

(注) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により資格障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件(平成18年国土交通省告示第1486号)で定める場合を除く。



(4枚目)

○一般基準

施設等	チェック項目	
10 敷地内の通路(基準省令第11条)	(1) 幅は180cm以上であるか。	
	(2) 表面は滑りにくい仕上げであるか。	
	(3) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	
	(4) 段がある部分	—
	ア 幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)。	
	イ けあげは16cm以下であるか。	
	ウ 踏面は30cm以上であるか。	
	エ 両側に手すりを設けているか。	
	オ 識別しやすいものか。	
	カ つまづきにくいものか。	
	(5) 段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか。	
	(6) 傾斜路	—
	ア 幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか。	
	イ 勾配は1/15以下であるか。	
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けているか(勾配1/20以下の場合を除く)。	
	エ 両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)。	
オ 前後の通路と識別しやすいものか。		
(7) 上記(1)、(3)、(5)及び(6)アからウまでの基準は、地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。		
(8) 上記(1)、(3)、(4)及び(6)アからウまでの基準は、車いす使用者の利用上支障がないもの(注)は適用除外		
11 駐車場(基準省令第12条)	車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)。	
	ア 幅は350cm以上であるか。	
	イ 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか。	
12 浴室等(基準省令第13条)	車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)。	
	ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか。	
	イ 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか。	
	ウ 出入口の幅は80cm以上であるか。	
エ 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。		
13 標識(基準省令第14条)	(1) エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設けているか。	
	(2) 標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)。	
14 案内設備(基準省令第15条)	(1) エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)。	
	(2) エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか。	
	(3) 上記(1)及び(2)の代替措置として、案内所を設けているか。	

備考 この様式において「基準省令」とは、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号)をいう。

(注) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件(平成18年国土交通省告示第1488号)第四に定める車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分等をいう。

(5枚目)

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの主な経路に係る基準）（注1）

施設等	チェック項目	
15 案内設備までの経路（基準省令第16条）	(1) 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除）	
	(2) 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。	
	(3) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか（注2）。	

備考 この様式において「基準省令」とは、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号）をいう。

(注)

- 1 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（平成18年国土交通省告示第1489号）で定める以下の場合を除く。
  - (1) 自動車車庫に設ける場合
  - (2) 受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件（平成18年国土交通省告示第1497号）で定める以下の場合を除く。
  - (1) 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - (2) 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - (3) 段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊り場等

様式第3号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

特定建築物の建築等及び維持保全の計画の不認定通知書

年 月 日付で申請のあった高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項(同法第18条第1項の規定により準用する同法第17条第1項)の規定による認定の申請は、次の理由により認定しないことを決定したので通知します。

理 由

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第4号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

認定申請に係る建築基準法の処分についての通知書

年 月 日付で申請のあった高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項(同法第18条第2項の規定により準用する同法第17条第1項)の規定による認定の申請は、建築主事から 適合するかどうかを決定することができない旨の通知  
適合しない旨の通知  
があったので、速やかに是正のための措置をとるよう通知します。

1 通知年月日 年 月 日

2 建築主事の所属及び氏名

- (1) 所 属
- (2) 氏 名

3 理 由

様式第5号(第5条関係)

特定建築物の建築等及び維持保全の計画変更認定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所〔法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地〕

申出者 氏名〔法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕<sup>㊦</sup>

電話

年 月 日付け 第 号により計画の認定を受けた認定特定建築物の建築等及び維持保全の計画について、次のとおり計画の変更をしたいので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定により認定を申請します。

1 認定特定建築物の内容	
(1) 名称	
(2) 所在地	
(3) 認定通知番号・年月日	
ア 通知番号	第 号
イ 通知年月日	年 月 日
(4) 確認の特例の有無	有 ・ 無
(5) 建築確認番号・年月日	
ア 確認番号	第 号
イ 確認年月日	年 月 日
2 計画の変更	
(1) 計画変更の内容	
(2) 計画変更の理由	

様式第6号(第5条関係)

認定番号 第 号  
認定年月日 年 月 日  
(※)確認番号 第 号  
確認年月日 年 月 日  
建築主事の氏名

様

静岡市長 氏 名 印

特定建築物の建築等及び維持保全の計画変更認定通知書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第2項において準用する同法第17条第3項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により認定した特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更を認定したので通知します。

1 変更申請年月日 年 月 日

2 特定建築物の位置

3 特定建築物の概要

- (1) 主要用途
- (2) 延べ面積
- (3) その他の事項

(注) (※)は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項に規定する適合通知を受けた場合に記入されます。

様式第7号(第6条関係)

特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定申請取下届

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 [法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地]

届出者 氏名 [法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名] ㊦

電話

次の認定申請は、取り下げたいので届け出ます。

1 申請年月日	年 月 日
2 申請建築物の名称	
3 申請建築物の所在地	
4 取下げの理由	

様式第8号(第7条関係)

工 事 中 止 届

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所〔法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地〕  
認定建築主等 氏名〔法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕<sup>㊦</sup>  
電話

年 月 日付け 第 号により計画の認定を受けた認定特定建築物の建築等を取りやめたいので、認定通知書を添えて届け出ます。

1 認定特定建築物の名称	
2 認定特定建築物の所在地	
3 認定通知番号・年月日	
(1) 通知番号	第 号
(2) 通知年月日	年 月 日
4 確認の特例の有無	有 ・ 無
5 建築確認番号・年月日	
(1) 確認番号	第 号
(2) 確認年月日	年 月 日
6 建築等を取りやめる理由	

(注) 確認の特例を受けている場合は、静岡市建築基準法施行細則第8条第2項に規定する計画全部・一部廃止届出書を併せて提出してください。



様式第9号(第8条関係)

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }  
認定建築主等 氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 } ㊟  
電話

次の認定特定建築物の工事が完了したので、報告します。

1 認定特定建築物の名称	
2 認定特定建築物の所在地	
3 認定通知番号・年月日	
(1) 通知番号	第 号
(2) 通知年月日	年 月 日
4 確認の特例の有無	有 ・ 無
5 建築確認番号・年月日	
(1) 確認番号	第 号
(2) 確認年月日	年 月 日
6 工事完了年月日	年 月 日
7 工事中の軽微な計画変更の内容	
8 工事監理者	
(1) 事務所名	
(2) 氏 名	
(3) 電話番号	

様式第10号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

認定特定建築物改善措置命令書

年 月 日付け 第 号により計画の認定をした特定建築物の建築等又は維持保全について、次のとおり改善に必要な措置をとるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第21条の規定により命令します。

- 1 認定特定建築物の名称及び所在地
- 2 改善をすべき事項
- 3 改善措置の期限

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第11号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定取消通知書

年 月 日付け 第 号により計画の認定をした特定建築物の建築等及び維持保全の計画については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知します。

- 1 認定特定建築物の名称及び所在地
- 2 計画の認定を取り消す理由

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第12号(第11条関係)

(1枚目)

エレベーター設置特例認定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$   
認定建築主等 氏名  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$  ㊦  
電話

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定に基づき、既存の特定建築物に設けるエレベーターについて建築基準法の特例の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主住所氏名				
代理人住所氏名 事務所名連絡先		( )建築士 第 号	電話	
設計者住所氏名 事務所名		( )建築士 第 号		
特 定 建 築 物	位 置	所 在 地		
		地域・地区・区域		
	用 途			
	階 数			
	構 造			
	新築の時期	年 月		
	敷地面積	m <sup>2</sup>		
		今回の工事部分	既存部分	合計
	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

(2枚目)

昇降路の構造	昇降路の出入口戸の開閉方式			
	昇降路の主要構造部の使用材料	壁		
		柱		
	はり			
設置するエレベーター	エレベーターの種別			
	定員	人		
	定格速度	m/分		
	制御装置の設置位置			
	乗降ロビーの制御装置の利用を停止する構造			
	乗降ロビーからかご内の車いす使用者を覚知する構造			
	かご内と管理者が勤務する場所との連絡装置			
工事予定期間	着工	年	月	日
	完了	年	月	日
認定が必要な具体的な理由				

様式第13号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例認定通知書

年 月 日付で申請のあった既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定に基づき、次のとおり認定します。

- 1 敷地の地名地番
- 2 地域・地区・区域
- 3 建築物又はその部分の概要
  - (1) 主要用途
  - (2) 延べ面積
  - (3) その他の事項
- 4 耐火構造とみなし適用される規定
- 5 条件

様式第14号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況報告指示書

年 月 日付け 第 号により計画の認定をした特定建築物の建築等又は維持保全の状況について、次のとおり報告するよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第4項の規定により請求します。

- 1 認定特定建築物の名称及び所在地
- 2 報告を求める事項
- 3 報告の提出先
- 4 報告の期限

様式第15号(第13条関係)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定特定建築物台帳

(No. )

受付	申請者			特定建築物の概要		
年月日 番号	住所 氏名	名称 所在地	用途 延べ面積	構造 階数 工事種別		
				造		
				地上 階/地下 階		
No.			m <sup>2</sup>	新築・増築・改築・用変		
進達等	計画通知	適合通知	建築確認	認定通知	工事完了報告・検査	備考
進達年月日 返却年月日	年月日 番号	年月日 番号	年月日 番号	年月日 番号	報告年月日 番号	
	No.	No.	No.	No.	No.	

受付	申請者			特定建築物の概要		
年月日 番号	住所 氏名	名称 所在地	用途 延べ面積	構造 階数 工事種別		
				造		
				地上 階/地下 階		
No.			m <sup>2</sup>	新築・増築・改築・用変		
進達等	計画通知	適合通知	建築確認	認定通知	工事完了報告・検査	備考
進達年月日 返却年月日	年月日 番号	年月日 番号	年月日 番号	年月日 番号	報告年月日 番号	
	No.	No.	No.	No.	No.	

受付	申請者			特定建築物の概要		
年月日 番号	住所 氏名	名称 所在地	用途 延べ面積	構造 階数 工事種別		
				造		
				地上 階/地下 階		
No.			m <sup>2</sup>	新築・増築・改築・用変		
進達等	計画通知	適合通知	建築確認	認定通知	工事完了報告・検査	備考
進達年月日 返却年月日	年月日 番号	年月日 番号	年月日 番号	年月日 番号	報告年月日 番号	
	No.	No.	No.	No.	No.	

受付	申請者			特定建築物の概要		
年月日 番号	住所 氏名	名称 所在地	用途 延べ面積	構造 階数 工事種別		
				造		
				地上 階/地下 階		
No.			m <sup>2</sup>	新築・増築・改築・用変		
進達等	計画通知	適合通知	建築確認	認定通知	工事完了報告・検査	備考
進達年月日 返却年月日	年月日 番号	年月日 番号	年月日 番号	年月日 番号	報告年月日 番号	
	No.	No.	No.	No.	No.	



様式第16号(第13条関係)

既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例認定台帳

(No. )

受付	申請者			特定建築物の概要		
年月日 番号	住所 氏名		名称 所在地	用途 延べ面積	構造 階数 工事種別	
					造	
No.				m <sup>2</sup>	地上 階/地下 階	
					新築の時期 年 月	
特例の適用			消防同意	認定通知	備考	
法27条1項	法61条	法62条1項	年月日 番号	年月日 番号		
			No.	No.		

受付	申請者			特定建築物の概要		
年月日 番号	住所 氏名		名称 所在地	用途 延べ面積	構造 階数 工事種別	
					造	
No.				m <sup>2</sup>	地上 階/地下 階	
					新築の時期 年 月	
特例の適用			消防同意	認定通知	備考	
法27条1項	法61条	法62条1項	年月日 番号	年月日 番号		
			No.	No.		

受付	申請者			特定建築物の概要		
年月日 番号	住所 氏名		名称 所在地	用途 延べ面積	構造 階数 工事種別	
					造	
No.				m <sup>2</sup>	地上 階/地下 階	
					新築の時期 年 月	
特例の適用			消防同意	認定通知	備考	
法27条1項	法61条	法62条1項	年月日 番号	年月日 番号		
			No.	No.		

受付	申請者			特定建築物の概要		
年月日 番号	住所 氏名		名称 所在地	用途 延べ面積	構造 階数 工事種別	
					造	
No.				m <sup>2</sup>	地上 階/地下 階	
					新築の時期 年 月	
特例の適用			消防同意	認定通知	備考	
法27条1項	法61条	法62条1項	年月日 番号	年月日 番号		
			No.	No.		

様式第1号 (第3条関係)

(平27規則82・一部改正)

様式第2号 (第3条関係)

(平27規則82・全改)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

(平27規則82・一部改正)

様式第6号 (第5条関係)

(平27規則82・一部改正)

様式第7号 (第6条関係)

(平27規則82・一部改正)

様式第8号 (第7条関係)

(平27規則82・一部改正)

様式第9号 (第8条関係)

(平27規則82・一部改正)

様式第10号 (第9条関係)

様式第11号 (第10条関係)

様式第12号 (第11条関係)

(平27規則82・一部改正)

様式第13号 (第11条関係)

様式第14号 (第12条関係)

様式第15号 (第13条関係)

様式第16号 (第13条関係)